

全国学校保健主事会会則

昭和31年10月31日制定

- 第1条 本会は、全国学校保健主事会と称し、事務局を理事長所在校に置く。
- 第2条 本会は、都道府県及び政令指定都市の学校保健主事会・学校保健主任会をもって組織する。
- 第3条 本会は、学校保健安全の向上、推進に寄与することをもって目的とする。
- 第4条 本会は、次の事業を行う。
- (1) 学校保健安全に関する調査研究及び刊行
 - (2) 学校保健安全に関する協議・研修等の開催
 - (3) 全国学校保健主事会・保健主任会の開催
 - (4) その他、本会の目的達成に必要と認める事項
- 第5条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理 事 (内理事長1名、 副理事長若干名) 常任理事 3名
 - (4) 監 事 2名
 - (5) 評議員 若干名
- 2 会長、副会長、理事、監事は理事会において選出し総会において承認する。
理事長は会長が推薦し、総会に報告をし、承認を得るものとする。
常任理事は、全国大会開催1年前・2年前・3年前の府県市より1名ずつ選出する。
 - 3 評議員は、都道府県、政令指定都市学校保健主事・学校保健主任会の代表をこれに充て任期は1ケ年とする。
- 第6条 本会の役員は、次のことを掌る。
- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
 - (2) 副会長・顧問官は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
 - (3) 理事長は、会務を主宰し、理事長事故ある時、副理事長はその職務を代行し、理事は会務を分掌する。
 - (4) 監事は、会計事務の監査に当たる。
 - (5) 評議員は、総会を構成し、役員の承認、予算、決算、その他重要な会務を審査し、会務の連絡、調整を図る。
- 第7条 本会に、顧問、顧問官、参与及び嘱託を置くことができる。
- 第8条 本会の会議は、総会、理事会とし、会長はこれを招集する。
- 第9条 本会則の変更は、総会において、出席者の3分の2以上の同意を要する。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条
- (1) 本会の経費は、都道府県、政令指定都市の学校保健主事会・保健主任会負担金及び寄付金等をもって充てる。
 - (2) 都道府県、政令指定都市の負担金は10,000円とする。
- 付則
- 第12条 本会則は昭和31年10月31日より施行する。
- 第13条 政令指定都市とは、横浜、名古屋、大阪、京都、神戸、北九州、川崎、札幌、福岡、広島、仙台、千葉、さいたま、堺、静岡、新潟、浜松、岡山、相模原、熊本市とする。

[ブロック地区分け]

- 1, 北海道 北海道、札幌市
- 2, 東北 青森、秋田、山形、宮城、岩手、福島、仙台市
- 3, 関東甲 茨城、埼玉、群馬、栃木、千葉、東京、神奈川、横浜市、川崎市、千葉市
信越静 さいたま市、山梨、静岡、長野、新潟、静岡市、新潟市、浜松市、相模原市
- 4, 東海 愛知、岐阜、三重、名古屋市
- 5, 北陸 富山、石川、福井
- 6, 近畿 滋賀、京都府、大阪府、兵庫、奈良、和歌山、京都市、大阪市、神戸市、堺市
- 7, 中国 岡山、広島、山口、鳥取、島根、広島市、岡山市
- 8, 四国 香川、徳島、愛媛、高知
- 9, 九州 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、北九州市、福岡市、熊本市